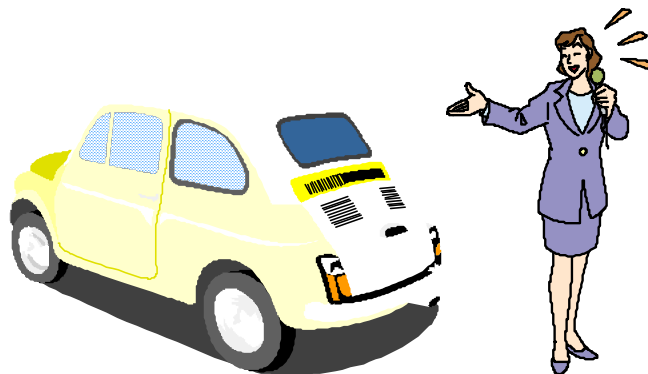


# 古物営業等の規制概要及び各種申請（届出）手続き

古物営業／質屋営業／金属くず営業

## 古物営業



### ◎営業種別

1号営業	古物商 【許可】	古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うものを除く。）
2号営業	古物市場 【許可】	古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場）を経営する営業
3号営業	古物競りあっせん業 【届出】	インターネット・オークション（古物の売買をしようとする者のあっせんを政令で定める方法により行う営業）

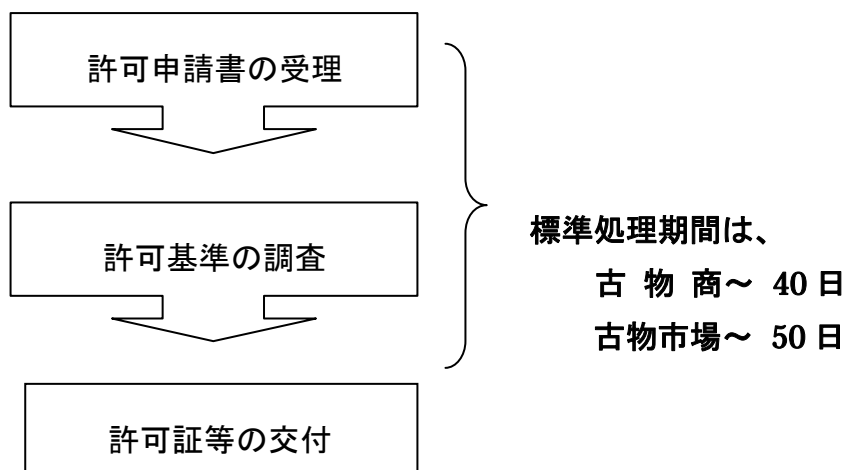
### ◎許可を受けることができない人

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、又は無許可古物営業等の特定の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 住居の定まらない者
  - 古物営業の許可を取り消された日から5年を経過しない者
- など

### ◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全課（二課制の警察署は生活安全第一課）又は刑事生活安全課
- 通数 正副2通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

### ◎許可申請手続きの流れ



### ◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
許可申請手数料	19,000円
許可証再交付申請手数料	1,300円
許可証書換え申請手数料	1,500円

## 質屋営業

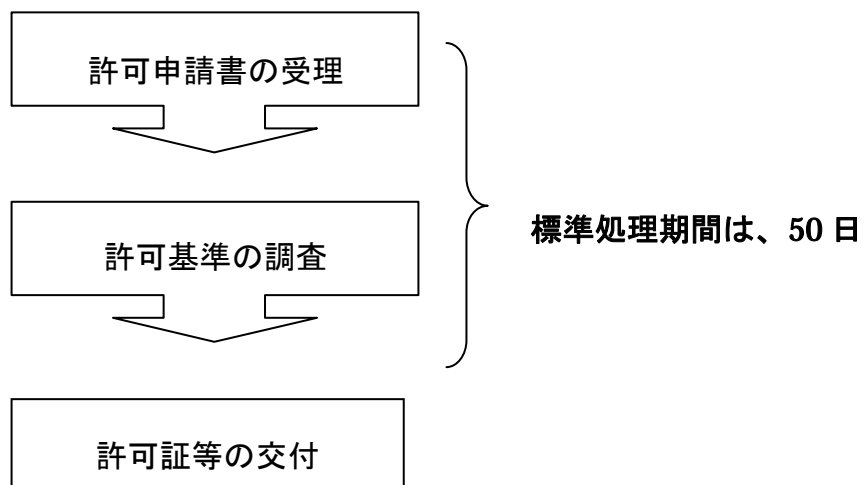
### ◎許可を受けることができない人

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 許可の申請前3年以内に、無許可質屋営業で罰金の刑に処せられた者又は他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者
- 住居の定まらない者
- 成年被後見人又は破産者で復権を得ない者
- 質屋営業の許可を取り消された日から5年を経過しない者  
など

### ◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全課（二課制の警察署は生活安全第一課）又は刑事生活安全課
- 通数 正副2通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

### ◎許可申請手続きの流れ



◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
営業許可申請手数料	25,000円
営業所の移転許可申請手数料	12,000円
管理者の新設等許可申請手数料	5,700円
許可証再交付申請手数料	1,300円
許可証書換え申請手数料	1,500円

## 金属くず営業

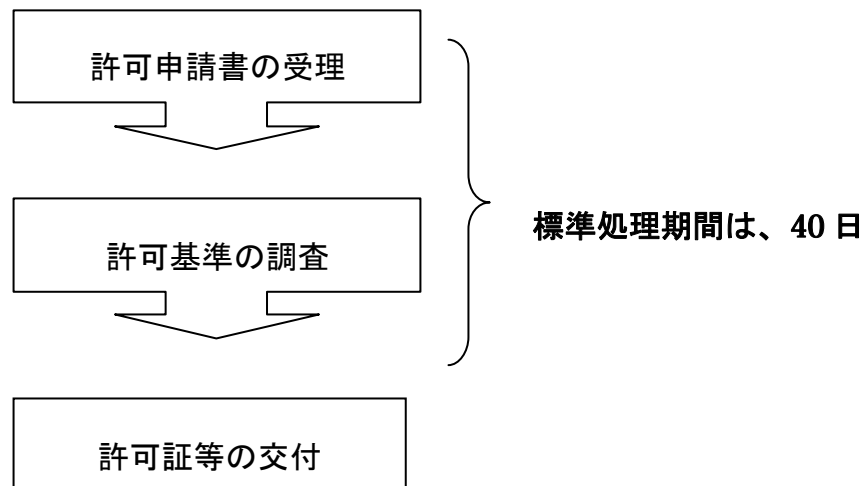
### ◎許可を受けることができない人

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 無許可金属くず営業で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 窃盗等で懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
- 住居の定まらない者
- 金属くず営業の許可を取り消された日から1年を経過しない者  
など

### ◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全課（二課制の警察署は生活安全第一課）又は刑事生活安全課
- 通数 1通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

### ◎許可申請手続きの流れ



### ◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
営業許可申請手数料	8,500円
許可証再交付申請手数料	700円